

# 豊中市住民基本台帳実態調査要綱

沿革：平成29年4月1日

## (目的)

第1条 この要綱は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)第34条の規定に基づき、住民の居住の実態を把握し、住民基本台帳の正確性の確保を図ることを目的として実施する調査(以下「実態調査」という。)について、必要な事項を定める。

## (対象)

第2条 実態調査の対象は、次のとおりとする。

- (1) 市の住民基本台帳に記載されている者
- (2) 現に市内に居住している者で住民基本台帳に記載されていないもの

## (実態調査の実施)

第3条 実態調査は、前条の対象者で、次の各号のいずれかに該当すると認める場合、法第34条第2項の規定により行う。

- (1) 住民基本台帳事務で、住民票の記載事項に疑義が生じたとき
- (2) 親族または同居人から申出があったとき
- (3) 家屋の所有者または家屋管理人等から申出があったとき
- (4) 近隣の住民または利害関係人等から申出があったとき
- (5) 市の関係機関から住民票の記載事項に疑義の照会があったとき
- (6) 市長が、その事務を管理執行するにあたり、または他の行政機関から通知もしくは通報を受けた場合において、住民票の記載事項が事実と反する疑いがあるとき
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めたとき

- 2 前項第2号、第3号および第4号の申出は、住民基本台帳実態調査申出書等の提出により行うものとする。

## (調査員)

第4条 実態調査を実施する者(以下「調査員」という。)は、市民課職員および、これらの業務に携わる出張所職員をもって充てるものとする。

- 2 実態調査は、調査員を含む2人以上で実施するものとする。
- 3 実態調査の実施にあたっては、職員証等の身分証明書を携帯し、関係人等の請求に応じてこれを提示しなければならない。

## (実態調査)

第5条 調査員は、調査対象者の住所その他居所の実態が確認できる場所を訪問し、住民票実態調査兼報告書により、聴取り調査を行うものとする。

- 2 前項の調査にあたり、住民票、戸籍等の公簿により調査の対象となる者およびその親族関係を調査するとともに、調査の対象となる者およびその親族に対し、居住についての情報を求めることができる。

(届出の指導および催告)

第6条 市長は、実態調査により調査対象者の居住地が判明した場合は、届出義務者に対し一定の期間を指定して、住民票の異動届をなすべき旨の通知をするものとする。

(職権による住民票の記載等)

第7条 市長は、調査の結果、居住地が判明しない者または第6条の通知を行っても期限内に届出がない者については、法第8条および住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号。以下「政令」という。)第12条第1項の規定により職権で住民票の記載、消除または記載の修正(以下「消除等」という。)を行うものとする。

(本人に対する通知および告示)

第8条 市長は、前条の規定により職権で住民票の消除等を行った場合は、政令第12条第4項の規定に基づき、消除等について通知するものとする。

- 2 前項の場合において通知を受けべき者の住所および居所が明らかでないとき、その他通知をすることが困難であると認めるときは、通知に代えてその旨を公示するものとする。

(保存期間)

第9条 実態調査の調査票ならびに関係書類の保存期間は、調査年度の翌年度から5年間とする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。